

企業価値の視点に立ったサステナビリティ情報開示・保証の実現

EY

Asia East Climate Change and Sustainability Services Leader

牛島 慶一

米国の関税措置や中東での紛争に端を発した石油価格の上昇など、経営を取り巻く環境は不確実性が増している。世界の二大開示基準の一つである ESRS(CSRD)が、オムニバスパッケージにより簡素化され、規制対象企業も絞られる中、もう一方の ISSB は着々と支持を集め、世界の GDP の 6 割近くをカバーするに至った。その主たる国の一つである日本では、2027 年より予定通り SSBJ 開示が始まった。欧米を中心にサステナビリティや ESG に関する取り組みがスローダウンする中、日本が躊躇してはサステナビリティへの道が絶たれると、当該分野における日本のリーダーシップに世界の期待が集まっている。

日本の SSBJ 規制も決して容易に合意されたものではない。当初は上場企業の多くを規制対象とする案が検討されていたものの、様々なステークホルダーの意見を取りまとめた結果、現行の時価総額の大きい企業からの段階的導入に着地している。ちなみに、ISSB を導入しているアジア諸国では、S2(気候変動)基準を先行させている国が多い。投資家から見れば妥協の産物ともいえるが、理想を追求しすぎて足踏みした欧州を鑑みれば、実務と実効性を優先した現実的なアプローチといえる。

今回の CSR 研究会の報告書で言及している通り、開示そのものが目的ではない。経営視点でも、多くの企業は儲けることのみをパーパスにはしていない。経営とはストーリーであり、財務諸表を読める人は、その数字の裏側にある経営者の意思や能力を読む。サステナビリティを中心とする非財務情報が財務に影響を与えるものだとなれば、そのストーリーを語るべきである。ストーリーの無いサステナビリティ情報は、シナリオのない経営の開示にすぎない。開示とは経営者のプレゼンテーションだ。

サステナビリティ情報の保証では、会計監査同様に合意されたルールに従った信頼性ある情報が開示されているかを保証することになる。多くの監査法人では、会計監査人とサステナビリティの専門家が協力して保証を行う。これは、サステナビリティが財務会計に影響を与えるだけでなく、サステナビリティにおいても財務会計に近い

ガバナンスが求められるようになったことを意味する。つまり、企業は、資金や資本、原材料や人財の調達、資源や富の配分といった、会計上可視化された管理可能な経営資源のみならず、企業活動が及ぼす影響、外部経済性、企業活動に影響を与えうる長期的なリスクに対しても、管理する能力や説明責任が求められるようになる。

欧州では、オムニバスパッケージで基準や規制内容が簡素化されたとはいえ、保証範囲は幅広い。監査法人などが長年の会計監査を通じて得た当該企業の資産内容に対する理解や経営者の将来の見立てといった財務上の前提を、サステナビリティ情報の保証においても整合・統合していくことが期待されている。

とは言いつつも、サステナビリティ分野の課題においては、まだまだ定量化や可視化が困難なものが多々あるほか、比較可能性やデータの収集等において課題が多い。企業にとっては、虚偽を恐れて完全でない情報の開示に躊躇することもあるだろう。保証においても、こうした課題を抱えながら、走りながら定着、進化させていくことになる。100年以上の歴史を持つ会計は、今なお改良を続けている。まして、緒に就いたばかりのサステナビリティ情報開示が成熟していくには、しばらくの間、社会の寛容な姿勢が大事になるであろう。

SSBJをはじめとする規制開示の主たる情報利用者は、投資家である。単なる開示情報で終わらせることなく、その背後にある経営ストーリーを、経営者、保証人、投資家で相互理解を図り、その視座を企業価値の視点で統合していくことが、長期的経営への第一歩となる。

以上